

10月は骨髄バンク推進月間です

問合せ先 || 健康ほけん課健康推進係
☎ 内線168

骨髄移植・末梢血幹細胞移植とは、白血病や再生不良性貧血などの病気によつて、正常な造血が行われなくなつてしまつた患者さんに、健康な人の骨髄幹細胞（腰の骨から注射器で採取）や造血幹細胞（腕に針を刺して専用機器で採取）を点滴注入することにより、造血機能を回復させる治療法です。

平成22年10月末現在、骨髄提供希望者（ドナー）の登録者数は約37万2千人、骨髄バンクを介した骨髄移植例数は12,324例を超え、骨髄移植を希望する患者さんの9割以上に一人以上のドナーが見つかるようになつたそうです。が、それでもそのうちの約6割の患者さんしか、骨髄移植を受けられないそうです。

一人でも多くの患者さんに骨髄移植のチャンスが広がるよう、ドナー登録をお願いします。

ドナー登録は、保健所や献血ルームなどで行うことができます。

◆1万2千人の移植希望者と少ない臓器移植

全国には、重度の病気となり移植でしか根治しないと診断された人のうち、移植希望登録をしている人が現在約1万2千人いますが、実際に移植を受けることができる人は年間約1~2%で、やむなく海外渡航や生体移植に踏み切る人、移植を待ちながら亡くなる人が多いのが現状です。日本で事故や病気で亡くなる人は毎年約110万人。そのうち1%弱の人が脳死を経て亡くなるといわれています。

◆臓器移植法が改正されました

平成22年1月17日から臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面に表示できるようになりました。また、平成22年7月17日からは、本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供ができるようになりました。これにより、15歳未満の人からの脳死下での臓器提供が可能となりました。また、改正臓器移植法の施行に伴い、被保険者証や運転免許証の裏面に、順次「臓器提供意思表示欄」が設けられることとなりました。臓器提供と移植については、誰もが4つの権利を持つています。

「臓器を提供する権利」、「臓器を提供しない権利」、「移植を受ける権利」、「移植を受けない権利」

それぞれの立場や考え、どれも尊重されなければなりません。自分だったらどうするのか考えてみましょう。臓器提供意思表示カードは、「提供したい・したくない」どちらも表示できます。自分の意思について家族や友人と話し合つて意思表示をしておきましょう。

※これらは、臓器提供を強要するものではありません。臓器を提供する意思も提供しない意思も表示できます。

◆知らせておこう自分のこと、知つておこう家族のこと

問合せ先 || 財団法人長崎県健康事業団健康企画課長崎県腎臓バンク担当
☎ 0957-43-7131

10月は「臓器移植普及推進月間」

～知らせておこう自分のこと、知つておこう家族のこと～

問合せ先 || 健康ほけん課健康推進係 (☎ 内線168) または、
財団法人長崎県健康事業団健康企画課長崎県腎臓バンク担当
☎ 0957-43-7131

任意整理・過払金返還請求!

消費者金融等と約10年以上の取引がある方・
消費者金融等の借金を完済した方は

相談無料
秘密厳守

完済した方は自己負担金ゼロ!

取り戻した過払金の中から成功報酬をいただくのみです。
詳しくはお電話、またはブログをご覧下さい。

<http://fukuda-hiroshi.seesaa.net/>



要電話予約

☎ 0954-27-8056

受付/(月~金) 9:00~12:00 13:00~18:00

佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26



西九州総合法律事務所

佐賀県弁護士会所属

弁護士 福田 大志

平成24年松浦市成人式

問合せ先 ||生涯学習課社会教育係
☎ 内線343

平成24年成人式を次の通り開催します。

【新成人該当者】

平成3年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

【日時】 平成24年1月4日（水）受付 || 正午～午後0時50分

開式 || 午後1時

【会場】 文化会館（ゆめホール）

※該当者へは、案内状（はがき）を送付します（11月ごろ発送予定）。

※「ゆめホール」への入場は、会場の都合上、新成人・来賓を優先しますので、あらかじめご了承ください（保護者などの入場をご遠慮いたたく場合があります）。



10月1日は「土地の日」、10月は土地月間です
—土地取引には届出が必要です—

○問合せ先 まちづくり推進課企画統計係
☎ 内線313

●一定面積以上の土地取引行為を行うとき、権利取得者（売買の場合であれば買主）は、契約締結日から2週間以内に土地の所在する市町村へ届出が必要です。契約を結ぶ前に、届出が必要かどうかご確認ください。

Q. 一定面積の土地とは？

A. 以下の土地取引です。

都市計画区域 = 5,000 平方㍍以上

都市計画区域以外 = 10,000 平方㍍以上

Q. どんな取引が該当するのですか？

A. 売買、交換、代物弁済などの取引を含みます。

●土地売買のときは、まず地価公示価格を調べましょう。

地価公示価格は、国が公表した最も信頼性の高い地価の指標です。土地取引に当たっての地価の目安としてご利用ください。

地価公示の図書は、上記問合せ先で閲覧できます。

屋外広告物の立入調査 ご協力ください

問合せ先 ||都市計画課都市計画係
☎ 内線2553、2662

壁面に表示されている文字やロゴなど
・常時または一定期間継続して屋外で
公衆に表示されるもの

【調査範囲】

①都市計画区域

志佐町	浦免、庄野免、里免、白浜免、
高野免	
今福町	東免、北免、浦免、仮坂免、
滑栄免	
調川町	下免、中免、上免、平尾免、
御厨町	里免、前田免、中野免、大崎免、北平免
星鹿町	岳崎免、下田免、北久保免
②福島町	
③鷹島町	

「長崎県統一模試：秋期模試」

県下最大の合格判定テストを受けて自信をつけよう

対象：中学3年生（だれでも受けられるオープン模試）

日時：10月30日（日）午前9時～

受験会場：秀明館 東進会場にて

申し込み期間
10月15日（土）まで

お申し込みは

0956-72-1158

毎月1・2・3日は無料体験授業実施中



秀明館 東進予備校

英検・数検・漢検・四谷大塚・東進模試・長崎県模試・全国模試の準会場認定校

松浦市志佐町里免343-2 川原ビル2F（市役所前・親和銀行横）